

令和4年第2回養老町定例会会議録

令和4年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和4年6月10日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第5号 令和3年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第6号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第40号 養老町学校給食共同調理場設置条例の制定について
- 日程第8 議案第41号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第44号 財産の処分について
- 日程第12 議案第45号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（高規格救急自動車）購入事業）
- 日程第13 議案第46号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（救急資器材）購入事業）
- 日程第14 議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第48号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	6番	長澤龍夫

7番	大橋三男	8番	吉田太郎
9番	早崎百合子	10番	野村永一
11番	田中敏弘	12番	松永民夫
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前眞理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 事務局局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	稲川諭実彦
--------	------	---------	-------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

これより、今年の5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の北倉義博君に、この議場において感謝状を贈呈したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、北倉義博君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長(大橋三男君) 本日の会議は全員の出席でございます。

なお、町広報員に限り今定例会開会中の議場内の写真撮影並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

このほか、本定例会においては上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、ただいまから令和4年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、6月6日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

6月6日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第2回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、6月10日金曜日から6月24日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は9時

30分と決定いたしました。

議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、また新型コロナウイルス感染症対策として傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁等についても、大橋町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会2日目6月23日木曜に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定しました。

次に、審議する議案等については、一般会計及び事業会計の繰越計算書の報告2件、条例の制定及び一部改正4件、指定管理者の指定1件、財産の処分1件、契約の締結2件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算3件、以上、計13件であります。

次に、審議方法については、初めに議事日程の日程第4、令和3年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてと日程第5、令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第6、養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についてから日程第11、財産の処分についてまでの計6議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために、それぞれの所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第12、物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（高規格救急自動車）購入事業）と日程第13、物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（救急資器材）購入事業）の2議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第14、令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）から日程第16、令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの計3議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑、討論を経て、採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、日程第6、養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についてから日程第9、養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてまで、計4議案の審査の付託先である総務民生委員会は、6月15日水曜日の

午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第10、養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてと日程第11、財産の処分についての計2議案の審査の付託先である産業建設委員会は、6月15日水曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第14、令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）から日程第16、令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの計3議案の審査の付託先である予算特別委員会は、6月15日水曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月10日から6月24日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月10日から6月24日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度の4月分及び令和4年度の4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されております。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社、養老の郷づくり株式会社、公益財団法人養老町スポーツ連盟より、経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いします。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに令和4年第2回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

さて、6月は梅雨前線や台風などに伴う豪雨により河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まる出水期に入ることから、町では毎年この時期に水防訓練を行っております。本年は6月5日に人数を制限して行いました。本格的な訓練は新型コロナウイルスの影響か

ら3年ぶりとなり、国土交通省木曾川上流事務所をはじめ岐阜県土木事務所の協力の下、消防団や町の若手職員など180名が参加し、水防技術、知識の向上を目指し、土のう作りや積み方などの手順を一つ一つ確認しながら実施をいたしました。近年各地で集中豪雨による災害が発生していることから、より一層防災危機管理体制を強化してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、ゴールデンウィーク明けに懸念されていた新規感染者数の急増は見られませんでした。当町におきましては減少と増加を繰り返し、今なお高い感染水準で推移をしております。5月23日には国より身体的距離や会話の有無に応じたマスク着用の考え方が示されましたが、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけに変更はありませんので、町民の皆様には間もなく本格的な夏を迎えますが、熱中症に十分注意をしていただき、場面に応じた対応をよろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種については、引き続き町民の皆様が安心して受けられるようしっかり進めてまいります。4回目の接種につきましても接種を希望する方が迅速かつ円滑に接種を行える体制を確保し、対応してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウイズコロナを見据え、基本的な感染防止対策を徹底、継続しつつ、社会経済活動の回復を進めることも大切であると考えております。現下の原油、穀物、飼料原料などの価格高騰を受け、先般国において総合緊急対策が策定されましたので、本町においても既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた生活者や事業者などに対し、原油価格、物価高騰による影響を緩和するため、今回の補正予算に計上し、速やかに対策を講じてまいります。

本定例会におきましては、報告案件が2件、条例の制定及び一部改正が4件、指定管理者の指定が1件、財産の処分が1件、物件供給契約の締結が2件、一般会計及び特別会計の補正予算が3件、合わせて13件の議案を上程しております。慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、報告第5号 令和3年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第5号 令和3年度養老町一般会

計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この計算書につきましては、令和4年3月の第1回定例会において議決を得ました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、オンデマンドバス運行事業費592万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業172万7,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業8,066万5,000円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業2,278万円、（仮称）子育て世帯臨時特別給付金（クーポン）給付事業2,265万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金1,042万1,000円、道路新設改良費47万4,000円、社会資本整備総合交付金事業1,013万8,000円、小学校保健衛生事業675万9,000円、小学校給食施設整備事業1,672万円、中学校保健衛生事業270万3,000円、中学校校舎等施設整備事業4,697万8,000円、合計12事業で2億2,794万4,000円でございます。

以上で、報告第5号 令和3年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第5、報告第6号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第6号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

この計算書につきましては、令和4年3月の第1回定例会において議決を得ました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

事業の繰越額につきましては、食肉事業センター管理費2,730万円でございます。

以上で、報告第6号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第6、議案第39号から日程第11、議案第44号までの計6件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第6、議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する

る条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。

本年5月11日に官製談合防止法違反等に関する容疑で、元職員が逮捕されました。法令遵守の模範となるべき公務員として、あるまじき行為であり、このような不祥事で町政に対する町民の信頼を大きく失墜させたことは誠に申し訳なく、町民の皆様に深くおわびを申し上げます。

現在、事実関係の調査及び再発防止に向けて、鋭意取り組んでいるところでありますが、捜査の推移等を見極めながら厳正に対処するとともに、町民の皆様の信頼回復に向け、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

今回の事件を受けて、養老町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、行政の任命権者である町長及び監督責任者である副町長の責任を明確にするため、特別職の給料の減額措置を講ずるべく本条例を制定するものでございます。

給料の額は、町長及び副町長の給料月額に100分の90を乗じて得た額（10%の減額）とし、給料減額措置の期間は本年7月1日から7月31日までの1か月間といたしたいと存じます。

以上で、議案第39号 養老町特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 2点について伺います。

まず、開催日時と回数はどうだったのかと。

それから、条例の第3条では委員が8人以内をもって組織し、会長以下委員の会長を決めて協議されるということになっておりますが、何名で、委員の公表はできますか。できれば委員の名前も教えてください。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの田中議員の御質問に回答させていただきます。

開催日時は令和4年5月25日でございます。開催の回数でございますけれども、1回でございます。

また、報酬審議会の人選につきましては、このたび人選は5名で構成されまして、弁護士1名、有識者含めまして全部で5名ということになっております。各種団体の長の方に構成のメンバーとして委員の中に入れていただいております。区長連絡協議会、金融協会、養老町民生児童委員協議会、養老郡PTA連合会の会長の方に委員として委嘱させていただいたということになっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 4点で質疑をさせていただきます。

1点目は、平成25年1,000万円を超える元嘱託職員による斎苑使用料の公金横領着服事件で、特別職の減給措置が行われましたが、そのときの減額措置についてお答えください。

2点目は、今回は2,660万円の公金公共事業費に関わる金額です。いずれも公金ですが、答申された内容をお聞かせください。

3点目は、前町長の稲葉町政3期12年でこのような措置はなかったと思っておりますが、記録の確認はできていますか。

4点目は、報酬などの審査会の構成メンバーは公金横領着服事件と同じでしょうか。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） ただいまの水谷議員の御質問に御回答させていただきます。

1点目の平成25年の斎苑のときの減額割合といったことですが、その当時は町長が20%の減額を3か月、副町長が10%の減額を同じく3か月という処分になっております。

続きまして、答申の内容といったことですが、ちょっと長くなりますが、答申といたしましては、令和4年5月11日に養老町元職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕されたことは管理監督責任者として重く受け止めるべきである。また、当該職員は管理職職員として職責の度合いが高い立場であったという点において、町長、副町長の責任は重いと考えられる。以上のことから、管理監督責任として次のとおり給料を減額することが適当であるということで、町長の月額10%、副町長の月額10%、期間は1か月間としてということ。そのほかに起訴処分の内容や刑が確定した段階で、必要であればさらなる減額や期間の延長等について検討するべきである。4つ目として、再発防止策を徹底することという答申をいただいております。

3つ目が稲葉町政時代といったようなお話だったと思いますが、稲葉町政の3期12年間の間には、特別職の給料の減額は2回行われております。平成13年に1回、平成21年

に2回目ということで、2回の減額を行っております。

4つ目が報酬審議会のメンバーと次に行われる第三者委員のメンバーでございますが、そちらは兼ねてみえる方も見えますが、基本的には違うということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 4点目の答弁は、公金横領事件のときと今回と審査会の構成メンバーは同じですかという質問でしたので、それについてお尋ねしたわけですが、それを加えて再質問に入らせていただきます。

○8番（吉田太郎君） 総括質疑で、あと委員会があるんやで、委員会のほうで質疑したらどうですか。あまりにも多過ぎる。何のための総務民生委員会なんですか。議長、お願いします。

○議長（大橋三男君） 取りあえず続けてください。

○13番（水谷久美子君） 私は委員会のメンバーではありませんので、総括質疑に基づいた形で自分で質疑を練ってきて、そのことを踏まえて総務民生委員会で議論を重ねていただきたいというふうに考えています。

ただいまの川口部長の報告は、町民には公表されますか。

それと、あと民間出身の大橋町政に施策や予算の厳しい精査での出向、職員の意識改革など、町民の大きな期待がありました。その期待を御自身が受け止められて、首長として町政経営に当たられたと察しています。しかし、2回にわたる町内外を揺るがす自らの給与減額措置の答申を受けました。会社組織の経営と町政組織の経営の違いをどういうふうにお感じになっているのでしょうか。また、職員に何が一番大切にしてほしいとお考えでしょうか。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 民間と、それからこういった官吏との違いということでございますけれども、民間は比較的自由的な考え方で仕事ができるということですが、官吏としてはやはり法律の範囲においてある程度決められた道筋だというふうに感じております。

そんな中で行政経営感覚を入れるということでございますけれども、仕事そのものは、一つ一つの仕事は法律に基づいて守ってやっていかなければなりませんけれども、例えば町民に対する接し方であったり、また事業の発想というのは自由に、若い方は本当に自由的な考え方で提案をしてもらいたいというような形で今まで執行してきたつもりでございます。そんな中でこういった不祥事が起きたということ、それに関しては指導不足もあったかと思っておりますけれども、ある程度固く締められた中において誤った考えを持つ者が出てきたということだというふうに感じております。以上です。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席答弁。

○総務部長（川口智也君） 2つ目の質問ですが、今回の答申を公表するのかといったことですが、この議会に上程を一番に考え、この後公表していきたいと考えております。

あと、すみません、先ほどの1点目の質問で、構成メンバーが同じかというのは、私第三者委員会の委員との構成メンバーが一緒かというようなニュアンスで捉えたのですが、そうではなく以前のというお話でありましたら、今回こういう意味での減額の報酬審議会は初めての開催ということでございますので、以前は開催されていなかったということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。総括質疑でお願いしますね。

○13番（水谷久美子君） 監督責任である副町長にお尋ねをしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（大橋三男君） 総括的な質疑です。

○13番（水谷久美子君） 3回です、3回。規定どおり3回ですよ。

〔発言する者あり〕

○13番（水谷久美子君） 私は総務ではありません。

〔発言する者あり〕

○13番（水谷久美子君） 失礼しました。

でも、本会議でもぜひお願いしたいんですが。

○議長（大橋三男君） ですから、総括的な質疑、大綱的な質疑をお願いします。

○13番（水谷久美子君） 監督責任者である副町長にお尋ねしたいと思います。

先ほど町長が自由な発想で公務をしてほしいということですが、こういう事件の後はどうしても萎縮しがちです。豊かな発想で知恵や工夫を公務に生かしてほしいと思うんですが、内助的な監督責任者として発言をいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 川地副町長、自席答弁。

○副町長（川地憲元君） 失礼いたします。

水谷議員の御質問ですけれども、おっしゃるとおりやはりこういった職員の不祥事ですので、精神的なケア、そういったものも必要かなというふうに思いますし、いろんな補助事業とか、やはり町民ニーズに応えるべく町民会議のほう、そういった地域にでもちょっと連絡をできるような形で専門職員的なものも町長が配置してくれましたので、やはり町民の意見を吸い上げながら真摯に不祥事に対しての町民への回復といったようなところを主観に置きながら、今後職員にもどんどん前向きに、悪いことをした職員に対しましてはどうだったんだろうという思いはありますけれども、いろんな意味で萎縮しないような形で心のケアも含めまして努めてまいりたいと考えております。本当に今回は申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 岩永議員。

○5番（岩永義仁君） 総括質疑を行いたいと思います。総括的な観点での質疑を行いたいと思います。

今回のような事件が起きて大変残念に思っております。町民の信頼を裏切ることになって本当に申し訳ないと思うんですけども、こういった事件が起きてしまった背景ですね。どのようなことに原因があるかと考えておられるか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 一番の原因はなれ合いではないかというふうには思っております。むやみやたらと、こういった利益の相反というのかな、業者との癒着はいけませんけれども、やはり一つの企業として、町内を支えてくれている企業としてとの付き合いといえますか、そういう中で例えば仕事の一環としてもそうですけれども、業者とある程度話合いの中で一つの工事なりをやっていく部分があるかというふうに思います。それが過ぎて、なれ合いになってしまった部分があるのではないかというふうには考えております。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第7、議案第40号 養老町学校給食共同調理場設置条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第40号 養老町学校給食共同調理場設置条例の制定について説明をさせていただきます。

本年9月より町内の3校の給食施設を集約し、共同調理場を設置するに当たり、必要となる条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

当町では、本年9月より養老小学校、広幡小学校及び上多度小学校の給食施設を集約し、養老小学校に共同調理場を設置する予定をしております。これは、複数の学校に関わる給食を実施するために必要な施設を設けることができるとする学校給食法第6条の規定によるもので、拠点校となる養老小学校の厨房棟を共同調理場とし、3校の給食業務を一括して行う予定でございます。

また、共同調理場は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関と位置づけられ、条例を制定することにより設置することができることとされているため、本条例を制定するものでございます。

本条例の内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条では、学校給食の調理等に関する業務を共同処理する施設として、共同調理場を設置する旨を規定するものでございます。

第2条では、別表により共同調理場の名称及び位置について規定するものでございます。

第3条では共同調理場に必要な職員について規定するものであり、第4条では本条例の施行に関し必要な事項を教育委員会の規則により定める旨を規定するものでございます。

なお、本条例は、令和4年9月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第8、議案第41号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第41号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則が改正され、最近における物価変動を鑑み、国政選挙における選挙運動用自動車等の選挙公営限度額が引き上げられました。このことから、改正令及び改正規則による限度額の改正に準じ、養老町議会議員及び養老町長の選挙における限度額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第4条第2号アの改正は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額について、自動車の借入に係る1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に改正するものです。

次に、同号イの改正は、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金の公費負担額について1日当たりの限度額を7,560円から7,700円に改めるものです。

次に第8条の改正は、選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額をビラ1枚当たり7円51銭から7円73銭に改めるものです。

次に第11条の改正は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額をポスター1枚当たり525円6銭から541円31銭に改め、またその企画費に当たる費用の負担額を31万500円から31万6,250円に改めるものです。

次に施行日についてであります。この条例は公布の日から施行し、経過措置として、この条例の施行の日以後のその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものといたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） この条例改正につきましては、町長に関しては従来どおり公費負担というようなことで数字が変わったということですが、それで町議会議員においても同じように適用されるということですが、どのくらいの公費負担が発生するか。

それから、この条例、公費負担が発生するという点については、供託金も発生すると私は思っておりますが、この条例と表裏一体になると思うので、供託金が町議会議員の選挙にどのように適用されるか、考え方をお尋ねいたしたいと思います。以上。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの松永議員の御質問に回答させていただきます。

町長選の場合につきましては、以前までの公費負担が1人当たり57万8,862円でしたものが、今回の改正によりまして58万9,512円となりまして、候補者1人当たりの公費負担の増額幅としましては、1万618円の増額ということになります。町議会議員の場合におきましては、以前までの公費負担限度額が55万3,328円でごございましたものが、今回の改正によりまして56万3,320円となり、候補者1人当たり9,870円の増額になるということでございます。

2点目の御質問でございますけれども、供託金の関係で、例えば没収されたりという基準があるんですけれども、町長選におきましては有効投票数の10分の1に達しない場合は供託金が没収されるというような形になります。町議選におきましては有効投票数に議員定数を割りまして、その10分の1の投票数がない場合は没収という形になります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 地方議会選挙について、供託金の考え方はと聞いたので、その答えをお願いします。分からな、分かってからで結構です。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） すみません。ただいまの供託金の御質問でございますけれども、町長選におきましては供託金が50万円、町議選におきましては15万円という

形になります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第9、議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第42号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたびの改正につきましては、総合窓口における住民サービスの向上とマイナンバーカードの利活用の促進を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町印鑑条例新旧対照表を御覧ください。

第14条第4項の新設につきましては、印鑑登録証明書の交付申請に当たり、印鑑登録者が、印鑑登録証に代えて個人番号カードを添えて自ら書面で申請することができるよう規定を加えるものでございます。

次に、第16条につきましては、第14条第4項の新設に伴い、用語の規定を整理するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

これより暫時休憩といたします。時間は午前10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第10、議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての説明をさせていただきます。

養老町テレワーク施設の指定管理について、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項及び同条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくをお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町テレワーク施設でございます。指定管理者となる団体は、京都府京都市南区東九条南河原町9番地1、株式会社L a H i m a w a r iでございます。

また、指定の期間は、令和4年7月1日から令和7年3月31日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するため、1つ目として、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項第1号に規定する「住民の平等な利用が確保されること。」について、同社は関西地区で同様の施設を4施設運営しており、養老町のビジネスの拠点として、また公の施設としても平等に利用されることが考えられること。

2つ目として、同項第2号に規定する「当該団体の計画する事業内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。」について、同社は関西地区で現在も同施設を運営しており、施設間の連携を図ることで、効果的、効率的な事業運営が可能であり、経費の縮減が期待できること。

3つ目として、同項第3号に規定する「当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。」について、同社のこれまでの実績を鑑み、事業の継続性や管理に関するノウハウを有していること。

総合的に勘案し、株式会社La Himawariを指定管理者として指定することが適当であるものと考えられます。

以上で議案第43号 養老町テレワーク施設の指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今の指定管理者を決定するに当たっては、総合的な判断で決定をしたということで、決めるに当たってライバル2者か3者がほかにありましたのかということと、それから以前委員会でこの辺の経営についてお尋ねしましたが、指定管理者の会社が決まらない場合、まだ決め切らんというような話で、開館時間とか休日、営業日数とか、そういう点は詰めてありますでしょうか。以上2点。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 今回指定管理者の公募を行いました結果、このLa Himawari様1者だけでございました。

また、今後の運用に当たりまして、雇用形態や開館時間等につきましては、他の同様施設と同じような内容で進めたいということで、現在協議をしている段階でございます。また、こちらは正確に定まったときにはお知らせをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） こちらのL a H i m a w a r iですけれども、会社概要ですね。資本金ですとか従業員数、あと近年の決算状況ですね、この辺りをお知らせいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席答弁。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、現在、京都で3拠点、大阪で1拠点のコワーキングスペースC o l l a b o E a r t hを運営されておられます。

資本金につきましては100万円で、正社員が5名と、そのほかアルバイトが数名でございます。また、現在この4拠点で会員数が300名程度ということでございます。売上金につきましては、昨年度実績で黒字経営ということで250万程度というふうに伺っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 昨年度だけに限らず、複数か年、せめて3か年分ぐらいの決算状況を知りたいのと、あと5名の従業員数の会社ということですのでけれども、養老町の行政の運営するテレワーク施設の指定管理を担う規模として適切かどうか、その辺りの見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 提出資料としては、現在昨年度実績ということでございますので、複数年については現在手元には資料はございません。

また、公共施設に関わる管理ということでございますが、こちらについてはテレワーク施設というものが新しいものでございますし、民間というところの力強い運営方法を公に持ってくるということでございますので、適正であるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 3回目、最後になりますけれども、こちら5名のスタッフ、従業員のうち1名とか2名は養老町の施設に常駐されるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 現時点での計画ではそのようになっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第11、議案第44号 財産の処分についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第44号 財産の処分について説明させていただきます。

既に開発許可を受けております養老町瑞穂地内の町有地に係る売却について、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

スーパーサンシ株式会社の商業地開発に際し、当初開発地内の敷地につきましては、借地での利用となっておりましたが、自社としての開発方針に変更され、開発区域内の民地につきましては、予定地の購入が完了したことにより、商業地開発に伴い財産の払下げの申請が出されましたので、区域内の町有地について払下げを行うものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

1. 売却の目的、商業地開発区域内の町有地について、本町の振興及び雇用の増大を図るため売却するものである。

2. 売却する財産、土地1万2,257.26平米。

3. 契約金額1,754万4,551円。

4. 契約の相手方、住所、三重県四日市市河原田町1301番地、氏名、スーパーサンシ株式会社、代表取締役 高倉衛。

以上でございます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 1点お伺いしたいと思います。

売却の目的が本町の振興及び雇用の増大ということですからけれども、いよいよこちらの商業施設建設に向けてということだろうと思うんですけれども、この建設開始時期ですね、聞いておればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 岩永議員の御質問にお答えいたします。

開発時期につきましては、現在のところ聞いておりません。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） これあくまで雇用の増大と本町の振興が目的なので、民間企業ですけれども、商業施設を造られずにそのまま転売とかというようなことは起きる可能性はあるのか。それともそういうことができないような契約になっているのか、この辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 平成29年に当初の計画が出ております。その契約の中に基づいて、今回物件供給契約を結んでおりますので、その範疇の中での対応ということになると考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） その契約の中にかいつまんで質問の意図のと通りの答弁を求めたいと思います。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 当初の計画の中でのこのたびの売払いということですので、そのとおりの計画で進むものと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 道路を売却するという計画で入っておりますが、ちょっとメーター数は今説明があったのか定かではありませんが、これが少なくなるということは町が地方交付税の算定に影響しますか。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長。

○総務部長（川口智也君） 影響はあるということです。

○議長（大橋三男君） ほかによろしいか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第12、議案第45号、日程第13、議案第46号の2件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第12、議案第45号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（高規格救急自動車）購入事業）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第45号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（高規格救急自動車）購入事業）の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、養老消防署南部分署に配備されている高規格救急自動車を更新するもので、養老町議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 古川消防総務課長、自席にて補足説明。

○消防総務課長（古川博規君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、養老消防署南部分署に配備されております高規格救急自動車は、平成22年の配備から12年以上が経過し更新時期を迎えたため、養老町消防施設整備計画に基づき車両の更新配備を図るものであります。

本事業により現行車両を養老消防署の予備車へ配置換えし、車体及び積載医療機器も

老朽化が顕著な現行予備車の延命と新型コロナウイルス感染症に対する救急搬送体制を堅持することができます。

また、最新式車両の導入により救急隊員のみならず、傷病者の心理的、肉体的負担を軽減し、救急業務を迅速、的確、かつ安全に遂行できる効果が発揮できるものと考えます。

次に、その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、高規格救急自動車の購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、税込み1,805万8,700円。
4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市東興町1番地、岐阜日産自動車株式会社法人営業室、室長 馬場義幸。
5. 納入期限、令和5年1月31日。
6. 納入場所、養老町消防本部。
7. 物件の概要、災害対応特殊救急自動車1台。日産パラメディック、市販車ベースでキャラバンとなっております。オートマチックトランスミッション4WDでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑はないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第13、議案第46号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（救急資器材）購入事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第46号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（救急資器材）購入事業）の説明をさせていただきます。

先ほど上程いたしました高規格救急自動車購入事業と併せて、養老町消防施設整備計画に基づき、養老消防署南部分署に配備する高規格救急自動車に積載する医療機器及び積載資器材を更新整備するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 古川消防総務課長、自席にて補足説明。

○消防総務課長（古川博規君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

先ほど御審議を賜りました議案第45号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（高規格救急自動車）購入事業）における車両の調達と並行して、救急自動車に積載する医療機器等一式を更新整備するものであります。

現行車両に積載中の医療機器及び積載資器材等は、車両配備時に導入したものでございます。特に患者監視装置、心電図、血圧、血中酸素飽和度モニターやAEDは電子精密機器であり、劣化等による誤作動や突然の不具合発生が懸念されるところです。車両更新と併せて最新の医療機器等を更新整備することにより、円滑な救急業務の遂行と傷病者の心理的、肉体的負担を軽減し、的確かつ安全な救急搬送体制を確立することができるものと考えます。

次に、その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、救急資器材一式の購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、税込み750万6,400円。
4. 契約の相手方、岐阜県大垣市西崎町2丁目55、有限会社藤田器械、代表取締役藤田高明。
5. 納入期限、令和5年1月31日。
6. 納入場所、養老町消防本部。
7. 物件の概要、救急資器材一式。主なものとしまして、ベッドサイドモニター、自動体外式除細動器、AEDでございます。酸素投与、人工呼吸資器材等、気道確保用資器材、観察用資器材、創傷等保護用資器材などでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいま説明のあった物件の概要についてですが、資器材の個別の金額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 古川消防総務課長、自席にて答弁。

○消防総務課長（古川博規君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

入札の執行を5月26日に実施しまして、まだ仮契約の段階ですので、その明細につきましてはまだ手元に受け取っていないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 水谷議員、よろしいか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） どうぞ。

○13番（水谷久美子君） ということは、受け取っていないだけで、大体の概要は消防本部では仮契約の段階では承知していらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大橋三男君） 古川消防総務課長。

○消防総務課長（古川博規君） ただいまの水谷議員の御質問のほうにお答えいたしますけれども、おおよその機器の値段というのは把握できておりますけれども、それぞれ救急資器材一式ということで納入していただくことになっておりますので、細かい明細というのはまだ現状届いていない状況で、早急ということで手配しているというような状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 水谷議員。

○13番（水谷久美子君） 了解しました。

それで物件概要の観察用資器材というのは、具体的にはどういう資器材になりますか。

○議長（大橋三男君） 古川消防総務課長。

○消防総務課長（古川博規君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

観察用資器材としましては、電子血圧計、それから体温計、パルスオキシメーターといたしまして、血中の酸素飽和度と脈拍を測定するものなどが含まれてございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第14、議案第47号から日程第16、議案第49号までの計3件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第14、議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第47号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5,342万9,000円を追加し、予算総額を117億7,652万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、エネルギー価格高騰対策生活者支援事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の職員の不祥事に係る第三者委員会費では、元職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕、起訴されたことに伴い、原因究明や再発防止策等を第三者による委員にて調査提言いただく委員会費として19万円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億4,393万1,000円を増額いたしました。

なお、この臨時交付金は令和4年度当初予算、補正予算（第1号）及び今回の補正第2号のそれぞれの該当事業に充当しておりますので、その財源更正または財源充当の内

訳につきまして説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費、庁舎等管理費13万4,000円。

6目企画費、移住定住促進事業に682万円。

7目地域振興費、オンデマンドバス運行事業費89万9,000円。

9目諸費、男女共同参画推進事業31万7,000円。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費、次世代エール給付金事業908万5,000円。

10、11ページを御覧ください。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費、Back to the YOROキャンペーン事業1,679万8,000円、エネルギー価格高騰対策生活者支援事業7,061万4,000円、原油価格高騰緩和対策支援事業1,205万5,000円、中小企業チャレンジ支援事業505万5,000円。

3目観光費、観光関連事業者に対する経営継続支援事業364万4,000円、観光バス利用促進コロナ対策支援事業50万円。

款10教育費、項2小学校費、3目学校給食費、新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校給食管理）148万5,000円。

同じく教育費の項3中学校費、3目学校給食費、新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校給食管理）に90万5,000円。

同じく教育費の項4社会教育費、3目公民館費、公民館維持管理費234万3,000円、産業文化会館維持管理費（高田公民館）78万1,000円、地区公民館維持管理費546万7,000円。

6目町民会館費、町民会館維持管理費546万7,000円。

12、13ページを御覧ください。

同じく教育費の項5保健体育費、2目総合体育館費、総合体育館維持管理費156万2,000円となり、それぞれ財源更正または財源充当を行いました。

戻りまして、6、7ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、8目消防費県補助金では、避難所生活環境確保事業費補助金の交付決定に伴い、15万1,000円を計上いたしました。

補助金の充当については、10、11ページの款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業に15万1,000円を充当し財源更正を行いました。

すみません、申し訳ございません。6、7ページに戻りまして、款18繰入金、項1基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、財源調整として622万5,000円を減額いたしました。

また、4目ふるさと応援基金繰入金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当のため682万円を減額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の介護保険事業特別会計繰出金では、地域支援事業における町負担金の増により82万8,000円を増額いたしました。また、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図ることとされたため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業として、給付金及び給付に係るシステム改修費や事務費など、4,332万4,000円を計上いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、公立認定こども園等維持管理事業において、船附こども園の園児通用門が破損したため、修繕費として50万6,000円を増額いたしました。また、先ほどと同じくコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、低所得の子育て世帯に対しても子育て世帯生活支援特別給付金をプッシュ型により給付することになったことから、新たに子育て世帯生活支援特別給付金事業として、給付金及び給付に係るシステム改修費や事務費など1,342万6,000円を計上しました。また、国の特別給付金に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自の上乗せ給付を行うため、新たに次世代エール給付金事業として、給付金及び給付に係るシステム改修費や事務費など908万6,000円を計上いたしました。また、子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、令和3年度の事業実績報告に伴い事務費分の返還金が生じたため、100万6,000円を計上いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業では、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）に係る所要額3,979万7,000円を増額いたしました。

また、3目環境衛生費の住環境衛生事業費では、このたび岐阜県では地域脱炭素移行・再エネを推進するため、太陽光発電設備等設置に係る補助制度が創設され、令和4年度及び令和5年度の2か年において集中的、重点的に助成することとされました。本町におきましてもこの制度を活用し、太陽光発電設備等に係る費用を支援することにより普及促進を後押しするため、815万9,000円を新たに計上いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6、7ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルス

ワクチン接種対策費負担金として2,628万4,000円を増額いたしました。

また、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では、子育て世帯等臨時特別給付事業費補助金として4,332万4,000円を計上するとともに、2節児童福祉費補助金では、令和3年度の子育て世帯臨時特別給付事務費補助金における追加交付分14万3,000円を増額するとともに、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金1,150万円、同じく事務費補助金192万6,000円の計1,356万9,000円を計上いたしました。

また、3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,351万2,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、3目衛生費県補助金では、太陽光発電設備等設置費補助金815万9,000円を増額いたしました。

以上で住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 松岡産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、産業建設部関係について私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出につきまして説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、庁舎内における新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒液の購入費13万4,000円、7目地域振興費では、オンデマンドバス3台の車内抗菌コーティング作業費に12万9,000円を増額し、また本年度当初予算で計上済みの養老町オンデマンドバス運営・運行・監理委託業務における原油価格上昇に伴う燃料費超過分77万円を全て地方創生臨時交付金対象事業として財源更正をいたしました。

次に10、11ページを御覧ください。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の農林水産業者ICT推進支援事業では、町内農林水産事業者が原油価格・物価高騰等により経営が逼迫する中、業務改善を行い持続可能な安定した経営を行うため、ICTの活用または高効率、省エネ機器の導入に必要となる経費の一部に対し助成するものとして752万8,000円を計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の企業誘致推進事業費では、昨年度増築を行いました大規模事業用家屋の固定資産税額の確定に伴い工場等設置奨励金126万3,000円、またコロナ禍における物価高騰等の対策として、地域経済の活性化と生活者支援並びに事業継続支援を目的にBack to the YOROキャンペーン事業として商工会が発行する地域商品券電子版の配布費用1,679万8,000円、エネルギー価格高騰対策生活者支援事業として、町民全戸を対象に商工会が発行する地域商品券電子版の配付費用7,061万5,000円、原油価格高騰緩和対策支援事業として、町内事業者が安定的に継続して経営を行うために必要となる公共料金、電気・ガス料金等でございますが、それにつ

きましてその一部を助成するものとして1,205万5,000円、中小企業チャレンジ支援事業として、町内事業者が持続的な経営に向けた取組に対して助成するものとして505万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、3目観光費の観光関連事業者に対する経営継続支援事業では、観光関連事業者の経営において、コロナ禍における原油価格・物価高騰などによる影響を緩和し、安定した事業の継続を支援するため、一時支援金を給付するものとして364万4,000円、観光バス利用促進コロナ対策支援事業では、コロナウイルス感染症等による影響を緩和するため、観光バスの利用を促進し、利用者の拡大を図るための対策を行い、利用促進としての経費に対し一部助成するものとして50万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款16財産収入、項2財産売却収入、1目不動産売却収入では、商業地開発区域の町有地について、町内振興及び雇用促進を図るため、1万2,257.26平方メートルを三重県四日市市河原田町1301番地、スーパーサンシ株式会社、代表取締役 高倉衛への売却に伴い、町有土地売却代金として1,754万4,000円を増額いたしました。

以上で産業建設関係の補足説明といたします。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、3目学校給食費の新型コロナウイルス感染症対策事業（小学校給食管理）では、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、食材等の物価高騰に直面する学校給食費の保護者負担を軽減し、学校給食のデザートを公費負担することにより、子供たちの食への楽しみを支援するため、小学生児童分の給食デザート補助として148万6,000円を計上いたしました。

続いて、項3中学校費、3目学校給食費の新型コロナウイルス感染症対策事業（中学校給食管理）では、先ほどの小学校分と同様に、中学生生徒分の給食デザート補助として90万5,000円を計上いたしました。

次に、項4社会教育費、3目公民館費の産業文化会館維持管理費（高田公民館）では、事務室の空調機故障に伴い空調機を更新するため、高田公民館事務室空調機更新工事として137万5,000円を計上いたしました。

続いて、項4社会教育費及び項5保健体育費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策として各施設の和式トイレを洋式化するための工事請負費を計上いたしました。

内訳といたしましては、3目公民館費、公民館維持管理費で中央公民館分234万3,000

円を、産業文化会館維持管理費（高田公民館）で高田公民館分78万1,000円を、地区公民館維持管理費で各地区公民館分546万7,000円を計上いたしました。

同様に、6目町民会館費、町民会館維持管理費では、町民会館分546万7,000円を計上いたしました。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

項5保健体育費、2目総合体育館費、総合体育館維持管理費では、先ほどと同様に総合体育館分として156万2,000円を計上いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のホームページによれば、国が4月26日策定した原油価格・物価高騰対応分1兆円の臨時交付金の創設は、実施計画の提出期限が7月29日と明記されていますが、養老町としてはいつこの実施計画を提出されたのかお尋ねしたいと思います。

また、策定方法として人口や感染状況などを基礎として策定し、1兆円のうち0.8兆円を先行して交付すると明記していますが、養老町への交付額の決定はいつあったのでしょうか。また、その金額についてお尋ねしたいと思います。

さらに今回は生活支援、産業支援ということで、いろいろ項目が規定されたり拡充されたりしているわけですが、計画の段階で何を大切に考えて予算措置をしたのかお尋ねしたいと思います。

さらに11ページ上段、先ほど部長が説明されました農林水産業者のICTの推進支援事業は、これは一般財源の充当ですが、今回の臨時交付金には充当しなかったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 尾前企画財政課長、自席で答弁。

○総務部企画財政課長（尾前真理君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の国からの通知につきましては、4月28日に通知のほうはこちらのほうに届いております。その後5月2日には課長会議の中で各所属のほうへ事業のほうを依頼をかけております。計画につきましては、まだ第1の計画のみが国のほうには提出をしております。現在第2計画書のほうは5月……。依頼をかけましたので、その後またこち

らのほう取りまとめを行っている状況でございます。国への提出はまだ現在各課からの上がってきたもの、またこの議会を経てまとめまして提出するという段取りになっております。

また、限度額のほうの報告のほうですけれども、こちらも同日で令和4年4月28日に交付限度額のほうの通知のほうをいただいております。養老町の交付限度額といたしましては、1億714万7,000円でございます。

計画の段階でどのように重点を置いたかということでございますが、今回のこちらの緊急経済対策の創設の中にも生活者支援と産業支援ということがうたっております。そちらを直接的に支援できるような計画をとということで、算定の際重視をしております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 川地副町長、自席答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問ですけれども、今、尾前課長が説明しましたそれ以外ですけれども、やはり今回は原油価格・物価高騰等の総合緊急対策として各課がその事業に見合う事業等を町民目線とさまざまな情報収集をしまして検討したわけでございます。事業計画はこれから提出いたしますが、それに漏れる部分、例えば先ほど言いました農林水産業者のICT推進支援事業につきましては、なかなかそういう交付金等の対象にならない部分がありますので、農業者から国・県の補助金等で漏れた部分があるというようなことも踏まえながら町単で予算措置をさせてもらったわけでございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 現在長引くコロナ禍にあって、さらに原油価格や物価高騰の環境にあります。特に家計の負担増となる食品の値上げが本格化しており、帝国データバンクによりますと6月1日、食品主要105社が年内に実施したか予定している値上げが1万品目を突破したとの調査報告がありました。食用油や小麦粉の急騰が響き、平均の値上げ幅は13%に上がると。値上げのピークは夏であるが、秋以降も再値上げが広がりそうであります。また、為替相場の円安傾向も続いており、価格改定の動きは長期化するおそれがあると報じております。

このことから、我が町も町民に対する対応を求めるものですが、特に子育て世代に対して給食費等の多大な影響があると思えますし、先ほど説明ありましたように一部が子育て支援の事業がございましたが、近隣市町においても水道料金の基本金額の免除とか、給食費の無償化の動きがございますが、今後どのような姿勢で臨まれますか。伺っておきたいと思えます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 質問にお答えをさせていただきたいと思います。

世の中の景気というのは、先ほど田中議員がおっしゃったとおり、先行きが大変暗いものがあるわけでございますけれども、国のほうとしてもまた新たな交付金も考えられるということもあります。町といたしましても厳しい財政の中ではございますけれども、できる限り町民の皆様の要望に応えられるような子育て、それから生活を中心とした部分に対して町単独でもやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認めます。これにて総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第15、議案第48号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第48号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ44万1,000円を追加し、予算総額を33億5,784万1,000円とするものであります。

補正する主な内容は、令和4年度新型コロナウイルス感染症傷病手当金給付額の予算措置に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、1目傷病手当金につきましては、国の傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間について、令和4年9月30日まで延長されましたことから、負担金補助及び交付金を44万1,000円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4県支出金、項1県補助金、1目保険給付費等交付金では、特別交付金（新型コロナウイルス感染症傷病手当金分）として44万1,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第49号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ521万円を追加し、予算総額を29億2,791万円とするものでございます。

補正する主な内容は、包括支援センター職員の増員に伴う職員給与費の必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款4地域支援事業費、項1地域支援事業費、1目地域支援事業費では、地域支援事業

関係職員費として、給料295万円、職員手当等103万8,000円、共済費118万3,000円を増額しました。

また、項4 包括的支援事業・任意事業費、2目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、介護支援専門員更新研修費として3万9,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、2目 地域支援事業交付金（総合事業）で、人件費の増額に伴い64万6,000円、3目 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では101万円を増額しました。

さらに、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金におきましても、2目 地域支援事業交付金では、地域支援事業支払基金交付金として69万7,000円を増額しました。

款6 県支出金、項2 県補助金、1目 地域支援事業交付金（総合事業）につきましても、人件費の補正に伴い32万3,000円を増額し、2目 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では50万5,000円を増額しました。

次に、款8 繰入金、項1 他会計繰入金も同様に、2目 地域支援事業繰入金（総合事業）では32万3,000円を増額し、3目 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では50万5,000円を増額しました。

款9 繰越金、項1 繰越金、1目 繰越金では、財源調整として120万1,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

最後ですが、本日決定をいたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は6月15日水曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分から開催されるように各委員長に要請をいたします。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月11日から6月22日までの12日間は休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月11日から6月22日までの12日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は6月23日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時49分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月10日

議 長 大 橋 三 男

議 員 野 村 永 一

議 員 田 中 敏 弘

